
鳥取市青谷町
望町団地分譲要項

令和4年9月

鳥取市土地開発公社

鳥取市青谷町 望町団地 分譲要領

〔事業者に関する事項〕

- 名 称 鳥取市土地開発公社
- 代 表 者 理事長 羽 場 恭 一
- 事 務 所 鳥取県鳥取市西町二丁目311番地
- 電話番号 0857-22-4742 (直通)

〔分譲土地に関する事項〕

- 所 在 地 鳥取市青谷町養郷
- 販売戸数 15戸
- 道 路 幅員 6.0m
- 電 力 中国電力(株)
- ガ ス 各戸プロパンガス
- 上 水 道 鳥取市上水道
加入負担金 42,900円〔13mm〕*負担金変更あり(確認要)
- 下 水 道 鳥取市農業集落排水(汚水・雨水分流方式)
加入負担金 273,000円*負担金変更あり(確認要)
- 学 校 市立すくすく保育園(距離 2.7km)、市立青谷小学校(距離 3.0km)、
市立青谷中学校(1.5km)
- 交 通 JR鳥取駅より小畑行き奥崎バス停下車徒歩 10分
- 法令上の制限 都市計画区域外養郷地区
一般住宅建設を目的とした都市計画法第29条の開発許可済
〔建ぺい率 70% 容積率 400%〕
- そ の 他 日本海ケーブルネットワーク加入金 33,000円
- 注意事項 団地の概ねは、土砂災害防止法に定める土砂災害のおそれがある区域
として、鳥取県により「土砂災害警戒区域」に指定されています。

〔分譲価格等〕

- 分譲価格 13,200円/㎡から * 詳細は価格表参照

〔分譲日〕

- 申込み受付 随時

〔分譲対象者等〕

(1) 分譲対象者の資格

- 自らが居住又は使用するための宅地を必要とする者。
- 二親等内の親族に対し居住する宅地を提供しようとする者。
- 福祉施設を運営しようとする社会福祉法人等で事業者が認める者。

(2) 建築期限等

- 土地の譲渡後、3年以内に住宅を建築し、居住又は使用を開始すること。
ただし、特別な理由があるときは、事業者の承諾を得て、期限を延長することができる。

〔所有権の移転〕

- 分譲が決定した時は、速やかに分譲契約を締結します。
- 分譲契約締結後、90日以内に譲渡代金全額をお支払い下さい。
- 譲渡代金の完納と同時に、宅地の所有権を譲受者に移転します。

〔契約の解除〕

- 譲渡代金が期限内に完納されないとき等の場合は、契約を解除することができる。
- 資格を偽るなど不正な行為で契約を締結したとき。
- 契約条項に違反したとき。

〔譲受者が負うべき損害賠償等〕

- 譲渡代金支払の遅延 遅延期間において遅延額に対する年3.60%
損害が違約金の額を超えた場合はその額を上乗せする。
鳥取市土地開発公社が原状回復した場合はその費用も含む。

〔受益者負担金〕

- 譲受者は団地内の道路、水路、街灯等の共同施設の維持管理に伴う用役及び受益者負担金を
分担することとします。

〔その他条件〕

- 消火栓等の維持管理
自治会で維持管理して下さい。
- ゴミ置き場の維持管理
自治会で維持管理して下さい。
- 公園の維持管理
市有地ですが自治会で管理して下さい。

望町団地のまちづくり協定

(適用範囲)

「望町団地のまちづくり」における住宅計画にあたっては、建築基準法及び住宅金融公庫建設基準、その他の法令等に定めるところによるほか、この基準で定めるところの主旨を充分理解して建築してください。

(宅地形状変更等)

宅地の造成地盤高の変更は行わないこととします。やむをえず、これを変更しようとするときは、隣接地の高さに配慮し、隣地に多大な支障が生じないようにしてください。

(住宅の種類、規模等)

住宅は、戸建て住宅とし、その間取り、窓の位置、積雪時の屋根(雪持等)の構造について充分配慮し、近隣相互の快適な居住性を確保してください。

(外壁の後退距離)

住宅の外壁面からの後退距離は、道路に面する側にあっては 1.0m 以上、隣接地に面する側にあっては、隣地境界から 1.5m 以上とします。

(車庫等)

車庫等については、周囲との調和に配慮するものとし、積雪等により隣地に支障が生じない形状、構造とします。

(囲障等)

- (1) 住宅の敷地に囲障を設ける場合は、道路及び隣地に面する側の囲障は、コンクリートブロック壁は極力やめて、植樹、生垣または開放的なフェンス等とします。
- (2) 敷地内には、花の咲く木、実のなる木を育て、自然とのふれあいを失わないように環境の整備をしてください。

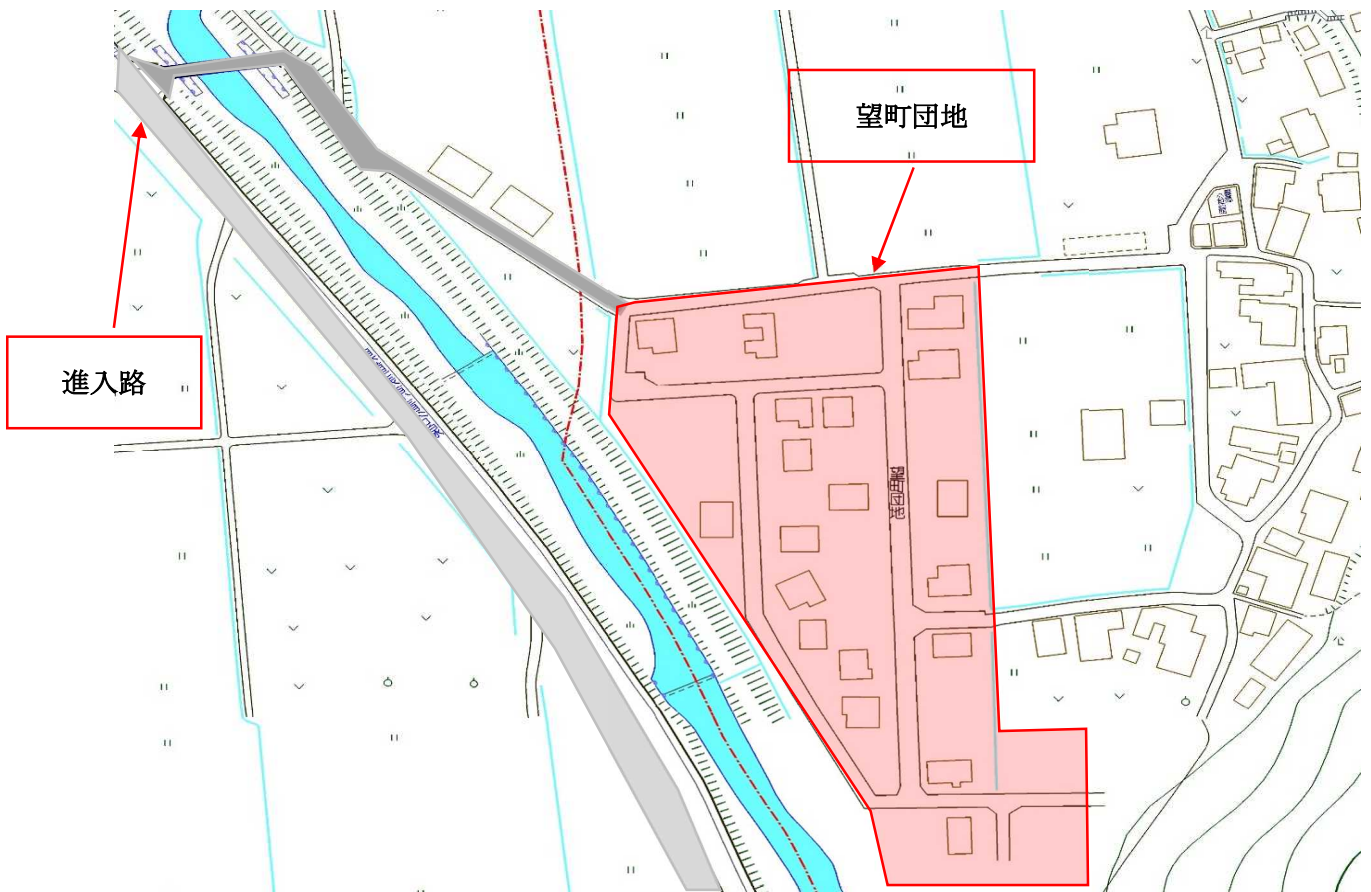
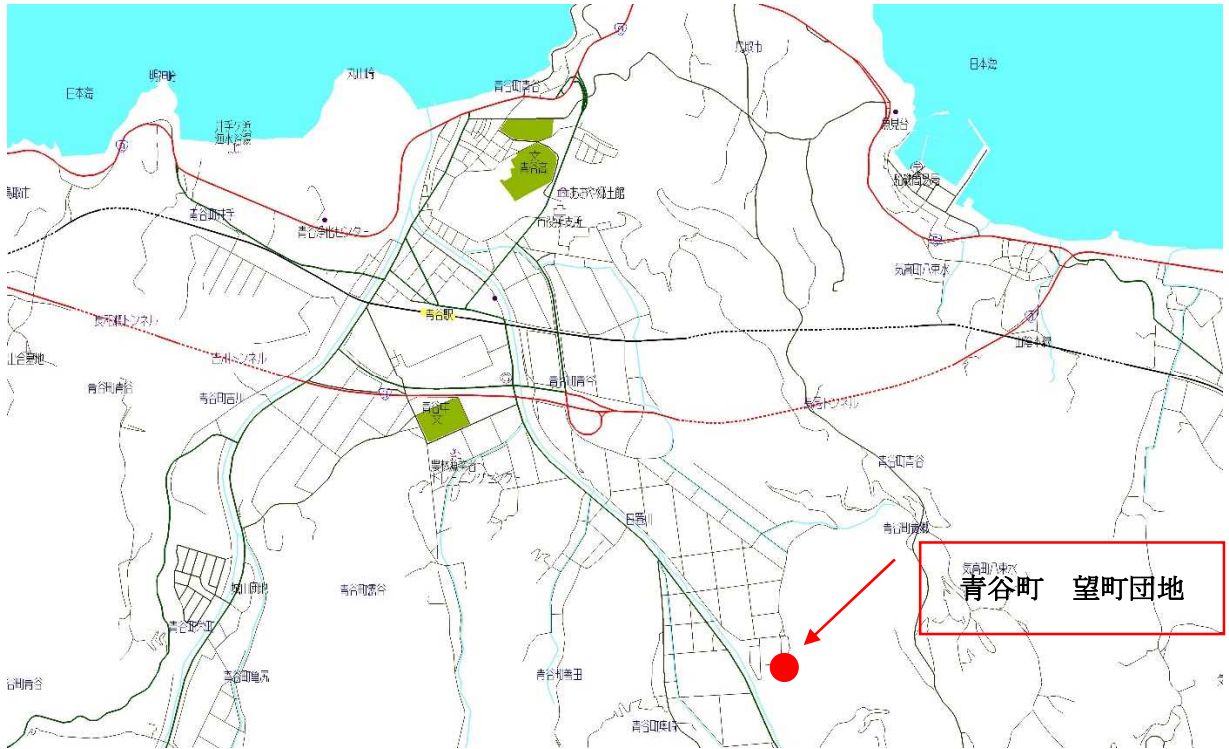
(排水処理技術)

汚水は宅地内の既設汚水柵へ接続し、雨水は雨水柵を設置し、道路側溝へ接続してください。

鳥取市青谷町望町団地分譲地販売価格

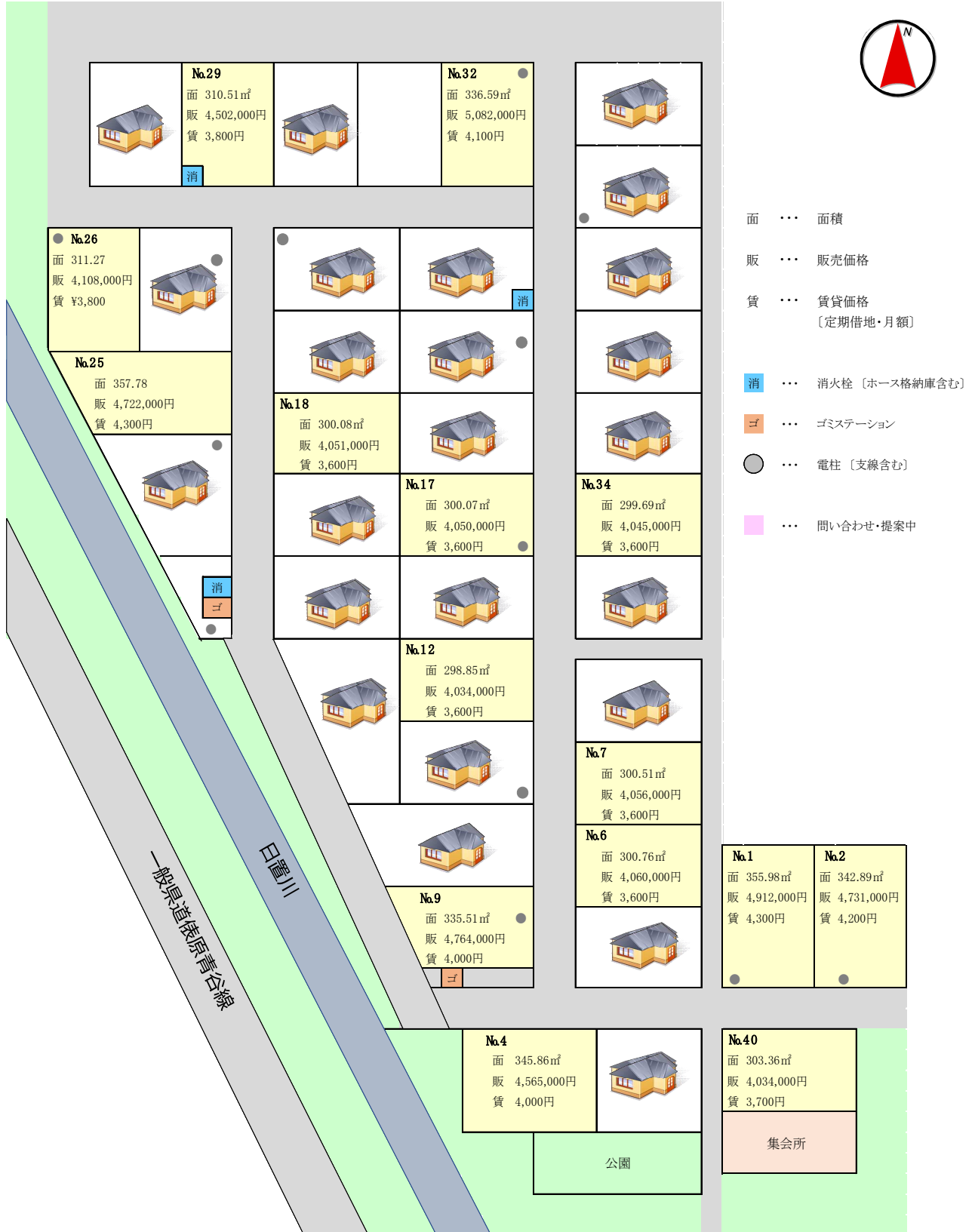
区画	所 在	地番	枝番	面積(m ²)	合計m ²	坪数	分譲価格	賃貸料	備考
1	鳥取市青谷町養郷	174	16	355.98	355.98	107.68	4,912,000	4,300	
2	鳥取市青谷町養郷	174	17	342.89	342.89	103.72	4,731,000	4,200	
4	鳥取市青谷町養郷	174	18	345.86	345.86	104.62	4,565,000	4,000	
6	鳥取市青谷町養郷	174	14	300.76	300.76	90.97	4,060,000	3,600	
7	鳥取市青谷町養郷	174	13	300.51	300.51	90.90	4,056,000	3,600	
9	鳥取市青谷町養郷	174	11	335.51	335.51	101.49	4,764,000	4,000	
12	鳥取市青谷町養郷	120	48	189.31	298.85	90.40	4,034,000	3,600	
		174	8	109.54					
17	鳥取市青谷町養郷	120	32	300.07	300.07	90.77	4,050,000	3,600	
18	鳥取市青谷町養郷	120	27	300.08	300.08	90.77	4,051,000	3,600	
25	鳥取市青谷町養郷	120	24	357.78	357.78	108.22	4,722,000	4,300	
26	鳥取市青谷町養郷	120	42	311.27	311.27	94.15	4,108,000	3,800	
29	鳥取市青谷町養郷	120	18	310.51	310.51	93.92	4,502,000	3,800	
32	鳥取市青谷町養郷	120	21	336.59	336.59	101.81	5,082,000	4,100	
34	鳥取市青谷町養郷	120	36	299.69	299.69	90.65	4,045,000	3,600	
40	鳥取市青谷町養郷	174	21	303.36	303.36	91.76	4,034,000	3,700	

所在図〔青谷町望町団地〕



【区画図 概略】

鳥取市 青谷町 望町団地 分譲区画図 (概略)



青谷町望町団地分譲申込書

申 込 人	氏名（ふりがな）	生年月日	
		年	月 日
	住所	TEL - -	
	職業又は勤務先	平均収入月額	
	勤務先所在地		
* 申込人が宅地購入のみで居住しない場合は、実際に居住する者の氏名 （この場合は、両者は直系親族であること。）		氏名（ふりがな） 年 月 日 生 [申込人との続柄]	
居 住 予 定 者	氏名	続柄	備考
契約定年月		住宅着工年月	希望区画
年 月	年 月	区画	
分譲要領をよく承知の上、上記のとおり申し込みします。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div> 鳥取市土地開発公社 理事長 羽 場 恭 一 様 <div style="text-align: right;"> 申込人 ⑩ (実印) </div>			

添付書類等注意事項

- 1 住宅建築確約書(様式第2号)
- 2 申込書等には実印による押印と、印鑑証明書を1通添付してください。

(様式第2号)

確 約 書

私は、宅地分譲要綱を承知し、宅地購入契約締結後は、宅地購入代金を90日以内に支払うとともに、将来、住宅建築を実施することを確約します。

鳥取市土地開発公社

理事長 羽場 恭一様

令和 年 月 日

購入申込人

住 所

氏 名

印

(実印)

× 毛

